

三河国東部での相給村の支配について

伊藤 孝幸

はじめに

本稿は、一八世紀前半から三河国東部地域で実施されていた旗本五家による相給村の支配について、その実態を提示して特質を検討するものである。

江戸時代の將軍徳川家による知行宛行には、直臣である旗本を中心的な対象とした多くの場合に、相給・分散形態で実施されているという重要な特徴があった。相給形態での知行宛行とは一村が複数の領主（旗本や大名など）に分割して宛行われた方式^①であり、分散形態での知行宛行とは同一家の知行村々が散在するように宛行われた方式である。この特徴は、蔵米で知行を支給されていた旗本に対して、蔵米相当分の年貢米を徴収できる村々を地方知行として宛行った地方直しの政策を短期間に連続して実施した、一七世紀末か

ら一八世紀初頭の時期以降、いわゆる元禄の地方直し及び宝永の地方直しの行われた以後に一層顕著になる。

この相給・分散形態による知行宛行を実施するための前提となる知行対象の村一村を分郷することの意義に早くから注目したのは、大澤元太郎^②であった。本稿で必要な限りに紹介すると、大澤は、「分郷が知行制度の下に於いて必然の産物であったことが考えられる。（中略）若し村高が知行高より多い時は其差額は當然蔵入か他の旗本の知行所になり、分郷が不可避となるのである。」としたうえで、分郷が広範囲に出現した根本的な原因は、「知行宛行での政策が一家臣に知行を與へる場合一箇所に於いて纏めて支給せずして、（中略）細分して數箇所に涉つて分散せしめてゐること」にあるとし、それは「一家臣の知行をなる丈け公平に與へることを目的とし、他方これによつて家臣の權力を分散せしめんとしてゐることは論を

俣たない。」と述べた。すなわち、旗本への相給・分散形態による知行宛行は、知行の公平な給付と旗本の知行所に対してもつ権力を分散化させることが目的であったと位置づけた。

また戦後になると、鈴木寿³によっても「分散・分郷（相給・分給、引用者補注）知行實施の理由」として、①家臣団統制のための所領の分散化政策、②天災・地域差による旗本領の利害の均分化政策、③矮小知行が多数存在したこと及び物成話による給知政策の三点が指摘された。

このような大澤・鈴木両人によって提起された、家臣の権力の分散のため、家臣団の統制のためという知行宛行を相給・分散形態で実施したことに対する意義づけは、一九六〇年代から七〇年代にかけて報告された北島正⁴元、大館右喜⁵、森安彦⁶、若林淳⁷之らの研究に受け継がれていったものと考えられる。

その後、神崎彰利⁸は、相給・分散形態の實施のこのような捉え方に対して、「何故そうしなければ家臣を統制できないのか、あるいはまた徳川氏、しいては幕府権力と旗本領主権の相互関連性の十分な論証と究明がなされないまま現在に至っている。（中略）三河以来のまさに譜代の家臣等が従来 of 在地性を完全に喪失し、新領土に所領を与えられた事を再確認するならば、徳川氏の、また幕藩権力は旗本領を分散してその権力を制限しなければならぬ程弱体なもの

であったろうか。所領分散⇨権力分散は、理念はさておくとしてその論証が十分になさればなるまい。」と従来の研究に欠如していた論証作業の必要なことを指摘した。

一九八〇年代に入つて佐々木栄⁹は、この神崎の先行研究に対する問題提起を深めるために、「権力の中核を支えるものが旗本であることを強調しておく必要がある。（中略）分散・相給形態での知行宛行は、個別領主が集権的に編成されることによって個別領主の分権的な支配と搾取が貫徹できる幕藩制の構造的特質に根ざしていると考えられるのである。したがって、両者の権力の強弱を問うようなことではないと考えられる。」あるいは「旗本領は分散・相給形態とされたうえに、知行所の支配方法までも幕府に掌握されていたとみなければならぬ。（中略）旗本支配は幕府と一体化しており、その意味で幕府が旗本領を把握しておく必要があったのである。」とした。そして、幕府が相給・分散という複雑な形態による知行宛行を實施した事由を、次の通りに総括した¹⁰。

近世の封建制が封建制としての分権形態をとりながら、権力のありかたが極めて集権的なくみになっていたからである。幕府の直属軍団を構成する旗本の場合は、個別封建領主としての権力は大きく制限されていたのであるが、封建領主であるからには知行を与えねばならなかった。しかし、そうなると個々の

領主は知行地に対して独自の権力を行使した支配を行うようになり、幕府権力を相対化してしまう危険があった。そのため幕府は將軍の親衛隊とでもいべき旗本に対しては、ことさら知行を分散相給形態で与えねばならなかった。逆に旗本側からすれば、將軍権力を支える直屬軍団であるからこそ、個々にはさしたる武力を持たなくとも、知行の村むらを強力に支配することが可能であったのである。

また一方で、白川部達夫^⑪も神崎の問題提起を受け止めて、「幕藩領主の分散・相給知行化推進の政策意図は個別領主権の否定・克服ではなく、その相互の矛盾を調整し体制的安定を確保することを目ざしたものであったと考える。したがって、幕藩領主は一方で分散・相給知行化を推進しながら、一方で各知行主の知行権の貫徹をできる限り保障しようとした。それが整合的な分郷方式であったのではなからうか。」と自らの理解を提示した。

この通り、佐々木・白川部の両人は、従来の家臣の権力の分散のため、家臣団の統制のためという幕藩権力内での対立的な捉え方をせずに、幕府・旗本の双方のための政策と位置づけるにいたった。それ以後にも旗本知行所支配関連の研究^⑫は着実に蓄積されつつありながら、旗本に代表される個別領主への知行宛行が相給・分散形態をともなったことの意義を更に検討したり、あるいは、相給・分散

形態がもたらしたであろう個別領主による特質的な知行所支配の実態を説明することは、残念ながら十分には手掛けられてこなかったと考えられる^⑬。

そこで本稿では、関東および畿内の地域と同様に複数の譜代大名領や旗本知行所、幕府領などが錯綜していた非領国地域の一つである三河国の東部(以下、「東三河」と略称)に位置する同国宝飯郡市町村(現愛知県豊川市)などで実施されていた相給村支配の実態を明らかにし、相給領主である旗本五家がいくつかの特色ある支配をおこなっていたことを指摘する^⑭。

一、市町村の曲淵家ら旗本五家への知行宛行

正徳五(一七一五)年九月六日、数え年七歳という幼年にして約二か月間も療養していた七代將軍家継に対する熱心な奉公によって、小姓(小姓)を勤めていた曲淵景衡、間部詮之、間部詮衡、村上正邦、村上正直の計五名は、それぞれ高三〇〇石の知行を増増された^⑮。各者に宛行われた知行所は、いずれも三河国宝飯郡においてであり、すべて同一の宛行直前には幕府領だった市町村のうちと御馬村(現豊川市)のうちとであった^⑯。正徳五年九月以降の市町村は、曲淵ら旗本五家による相給村のまま変化なく明治期をむかえる^⑰。同じく御馬村も、同時期以降の大半の時期は曲淵ら旗本五家

が村高のほとんどを相給支配していく¹⁹⁾。

曲淵景衡ら五名は、後年に六代將軍となる家宣が將軍後継者となるにしたがって御家人から旗本へ変わり、それぞれが家をおこした者たちであった。そして、正徳五年の加増分を宛行われるまでは、いずれの者も三河国内に知行所を有しておらず、知行所の所在地域は関東地方（常陸・下総・武蔵・相模の各国）あるいは伊豆国のうちであった²⁰⁾。曲淵景衡が正徳五年の加増で知行高一六五〇石となった後に、さらに寛政一二（一八〇〇）年に常陸国で加増があつて、以後の曲淵家は知行高二〇〇〇石の旗本として続いていく²¹⁾（表1参照）。間部詮之と同詮衡の二人は、家宣・家継の両將軍在職期に老中格側用人として幕政の中核にいた間部詮房の実弟（長兄詮房に對して詮之が三男、詮衡が四男）であり、正徳五年の加増で詮之は知行高二二五〇石、詮衡は同一五五〇石にそれぞれなった²²⁾。双方の間部家（本稿では詮之の後継家を「間部詮之家」、詮衡の後継家を「間部詮衡家」と通称）は、この後代々旗本として、それぞれの知行高を相続していく（表2、3参照）。そして、村上正邦と同正直も兄弟の間柄（年上は正邦）であり、正徳五年の加増で双方とも知行高一五五〇石になり、やはり、村上両家（本稿では正邦の後継家を「村上正邦家」、正直の後継家を「村上正直家」と通称）もそれぞれが高一五五〇石の旗本家として相続されていく（表4、5参

表1 旗本曲淵家当主一覧

当主実名	受領名など	家督相続年月	就任した主な幕府役職
かげひら 景衡	下野守	—	小性、寄合、小普請支配、甲府勤番支配
かげとみ 景福	養子、主税、主計	享保18年(1733)10月	小普請、小性組
かげつぐ 景漸	養子、勝次郎、甲斐守	寛保3年(1743)11月	小性組、小十人頭、目付、大坂町奉行、江戸町奉行、留守居、小普請組支配、勘定奉行、留守居
かげみち 景露	勝次郎、出羽守、和泉守、甲斐守、日向守	寛政12年(1800)6月	小性組、小十人頭、目付、作事奉行、新番頭、禁裏附、京都町奉行、長崎奉行、勘定奉行、大目付、一橋家家老、留守居
景山	養子、勝次郎、甲斐守、和泉守、出羽守	天保6年(1835)	小性組、中奥番、徒頭、目付、堺奉行、小普請奉行、清水家家老、一橋家家老、留守居
かげあき 景曜	勝次郎、安芸守、甲斐守、美濃守、和泉守、出羽守	安政4年(1857)12月	小性組、中奥小性、小普請組支配、一橋家家老、旗奉行

〔参考文献〕『新訂寛政重修諸家譜』第3（統群書類従完成会、1964年）
 小川恭一編著『江戸幕府旗本人名事典』第3、4巻（原書房、1989年）
 『御津町史』本文編（1990年）
 小川恭一編著『寛政譜以降旗本家百科事典』第4巻（東洋書林、1998年）
 巽俊雄「三河に知行地を持った旗本家一覧(3)」、『愛知大学総合郷土研究所紀要』第47輯、2002年）
 豊川市市田町伊知多神社所蔵文書
 豊川市御津町御馬区有文書

三河国東部での相給村の支配について（伊 藤）

表2 旗本間部詮之家当主一覧

当主実名	受領名など	家督相続年月	就任した主な幕府役職
あきゆき 詮之	隠岐守	—	小性、寄合、作事奉行
あきひろ 詮緯	養子、鉄四郎、主水、 式部、玄蕃	享保15年(1730)5月	小普請、書院番、使頭
みちもと 方元	養子、松之助、主水	明和8年(1771)8月	小普請、百人組頭、使番
あきくに 詮邦	為次郎、鉄四郎、式部、 主殿頭	享和2年(1802)5月	小性組、小納戸、小性、使番、大坂目付代
……	熊五郎、主殿頭	天保期(1830～44)	小性組
……	季三郎、熊五郎、美 作守	安政期(1854～60)	小納戸、使番、小性

〔参考文献〕『新訂寛政重修諸家譜』第22（統群書類従完成会、1966年）
 小川恭一編著『江戸幕府旗本人名事典』第3、4巻（原書房、1989年）
 『御津町史』本文編（1990年）
 小川恭一編著『寛政譜以降旗本家百科事典』第4巻（東洋書林、1998年）
 巽俊雄「三河に知行地を持った旗本家一覧(3)」(『愛知大学総合郷土研究所紀要』第47輯、2002年)
 豊川市市田町伊知多神社所蔵文書
 豊川市御津町御馬区有文書

表3 旗本間部詮衡家当主一覧

当主実名	受領名など	家督相続年月	就任した主な幕府役職
あきひら 詮衡	伊賀守、淡路守	—	小性、寄合
あきなが 詮長	才三郎、図書	享保10年(1725)11月	小普請、書院番
あきつぐ 詮番	源十郎、図書	明和3年(1766)12月	小性組、進物番
あきふと 詮芳	源十郎、虎吉、内蔵助	天明2年(1782)5月	書院番
あきのぶ 詮寛	徳太郎、金次郎、金 三郎、源十郎、図書、 内蔵助、図書助	文政3年(1820)	小普請組
……	荘太郎、鐘太郎	安政5年(1858)	小普請組

〔参考文献〕『新訂寛政重修諸家譜』第22（統群書類従完成会、1966年）
 小川恭一編著『江戸幕府旗本人名事典』第3、4巻（原書房、1989年）
 『御津町史』本文編（1990年）
 小川恭一編著『寛政譜以降旗本家百科事典』第4巻（東洋書林、1998年）
 巽俊雄「三河に知行地を持った旗本家一覧(3)」(『愛知大学総合郷土研究所紀要』第47輯、2002年)
 豊川市市田町伊知多神社所蔵文書
 豊川市御津町御馬区有文書

表4 旗本村上正邦家当主一覧

当主実名	受領名など	家督相続年月	就任した主な幕府役職
まさくに 正邦	因幡守、能登守、大和守	—	小性、寄合
まさのり 正儀	勝之助、主殿、内匠、内記	享保15年(1730)5月	小普請、書院番、使番、先鉄砲頭
まさな 正名	養子、左吉、主殿	寛政2年(1790)12月	小普請、書院番、徒士頭、目付
……	延之助、主殿	文政期(1818～30)	書院番
……	栄之助、栄之丞、延之丞、鏑之助、主殿	天保期(1830～44)	不詳
……	内記、主殿	安政7年(万延元年、1860)	書院番

[参考文献] 『新訂寛政重修諸家譜』第22(統群書類従完成会、1966年)
 小川恭一編著『江戸幕府旗本人名事典』第3、4巻(原書房、1989年)
 『御津町史』本文編(1990年)
 小川恭一編著『寛政譜以降旗本家百科事典』第4巻(東洋書林、1998年)
 巽俊雄「三河に知行地を持った旗本家一覧(3)」(『愛知大学総合郷土研究所紀要』第47輯、2002年)
 豊川市市田町伊知多神社所蔵文書
 豊川市御津町御馬区有文書

表5 旗本村上正直家当主一覧

当主実名	受領名など	家督相続年月	就任した主な幕府役職
まさなお 正直	市正	—	小性、寄合、禁裏附、小普請
まさみち 正道	萬次郎、縫殿助	寛保元年(元文6年、1741)4月	書院番、駿府守衛
まさつね 正恒	養子、久五郎、主膳、大膳	寛保3年(1743)7月	書院番
まさしげ 正重	主膳、久五郎	安永7年(1776)12月	小性組
まさなが 正栄	壽之助、藤十郎、友之助、主膳、市十郎	寛政8年(1796)8月	書院番
……	藤十郎、友之助、市十郎	天保期(1830～44)	書院番

[参考文献] 『新訂寛政重修諸家譜』第22(統群書類従完成会、1966年)
 小川恭一編著『江戸幕府旗本人名事典』第3、4巻(原書房、1989年)
 『御津町史』本文編(1990年)
 小川恭一編著『寛政譜以降旗本家百科事典』第4巻(東洋書林、1998年)
 巽俊雄「三河に知行地を持った旗本家一覧(3)」(『愛知大学総合郷土研究所紀要』第47輯、2002年)
 豊川市市田町伊知多神社所蔵文書
 豊川市御津町御馬区有文書

照)。以上の通り、正徳五年に豊川市域の市田村に知行を宛行われた曲淵ら五家の旗本は、一部の知行村に割り替えながらも市田村を手放すことは一度もないまま明治維新をむかえ、それぞれが知行高を減少させることもない中堅上位の旗本であった。⁽²⁴⁾

曲淵家ら五家の旗本がそれぞれ市田・御馬の両村で宛行われた知行高三〇〇石の村別の内訳は、両村の旗本各家知行所ごとの庄屋全員一〇名が連署・捺印して、東海道赤坂宿(現豊川市)の問屋に宛てて各家村別知行高と赤坂宿伝馬役高などを報告した宝暦二(一七五二)年十一月付の覚書に⁽²⁵⁾ 抛れば、両村における五家の知行高はそれぞれ均一であった。すなわち、市田村での一家分は高一九九・八四〇八石、御馬村での一家分は高一〇〇・一五九二石で、各家とも合計で高三〇〇石丁度になる内訳であり、この五家への知行宛行は元禄の地方直しが大きな画期とされる「均等分給」の⁽²⁶⁾ 一つの類型に属するものであった。市田村での一家分知行高が均一の高一九九・八四〇八石であったことは、天保三(一八三二)年十一月付の覚書⁽²⁷⁾ や嘉永二(一八四九)年十一月に作成された市田村高帳⁽²⁸⁾ でも確認でき、また明治元(一八六八)年の取調旧高⁽²⁹⁾ でもそれぞれ全く変化はなかった。⁽³⁰⁾

五給の相給村である市田村では、各知行主の名主(庄屋)・組頭などの村役人が知行分ごとに置かれて、それぞれが支配の旗本各家

に対して市田村側の代表者となっていた。そして、市田村全体(市田村の五家知行分全体)が関係するような対外的な事柄の場合には、前述の宝暦二年十一月付覚書のように、五家知行分の名主(庄屋)など全員が署名・捺印して文書を作成することになった。⁽³¹⁾

一領主が支配する村の何倍もの村役人が必要であった市田村のそのような状況のなか、享保二〇(一七三五)年には、次のような名主兼帯任命書が村上正邦家家来から村上正直家知行所の名主・組頭に発給されていた(傍注筆者)。

市田村名主役当時可被^(村上正直家知行分) 仰付者無之ニ付、其方儀、^(村上正直家知行分) 当村名主被仰付候内、名主役儀相勤候様ニ^(平出) 市正様被^(村上正直) 仰上置候間、万端無遠慮名主兼持相勤可申候、為其^(平出) 殿様御印鑑被下之候、惣百姓共^(江茂) 申付候、仍如件

享保二十乙卯年六月
安藤武右衛門(印)
服部甚兵衛(印)

和田伝右衛門(印)
松岡清左衛門(印)

市正様御知行所^(村上正直)
三州市田村名主
七郎左衛門
組頭
八郎左衛門

〔表書〕^(表書)之通、名主兼持入念可相動候

勝之助^(村上正儀)(印)

つまり、村上正邦家分の知行百姓に名主役へ任命すべき適当な人物が当時いなかったため、村上正直家知行分の名主役七郎左衛門に正邦家知行分の名主役を兼務させることを正直家当主(正直)自身为正邦家当主(正儀)に進言し、正邦家当主もその進言に同意したことを裏書・捺印を添えることで明示し、同家家来が当該の名主等に命令していたことがわかる。前述の通り、両村上家は兄弟家(正儀は正直の実兄正邦の長男)の關係にあった。⁽³³⁾同じ村内に知行分をそれぞれ宛行われた親戚同士の両村上家が、協力關係をもって市田村の支配に臨んでいたことを明確に知ることができる。

二、曲淵ら旗本五家による東三河の知行所支配体制

前節で説明した通り、東三河の宝飯郡市田村・御馬村という二ヶ村のうちで総高三〇〇石だけが三河国の知行所で、他の大半の自家知行所がいずれも関東地方あるいは伊豆国のうちであった曲淵ら旗本五家が、どのような体制で市田村・御馬村双方の知行分を支配していたのかを可能な限り明らかにしたい。

先に巽俊雄は、三河国内に知行所を宛行われた旗本家を網羅して検討した労作⁽³⁴⁾において、概況説明に用いた「表一」三河国支配の

旗本と知行地概略」の「陣屋地」項で、曲淵ら五家それぞれについて「御馬」とすべて記載し、五家を対象とする家別の項目名のうちにも、それぞれ家名・知行高とともに「御馬陣屋」と記載した。このことは各家が御馬村に陣屋を設置していたことの異の提示であるわけだが、残念ながら、同氏によつてそれら事実の典拠史料は一点も明示されていない。

確かに、知行支配者である旗本家家来が市田村や御馬村宛に発給した文書のうちには、作成役人名の肩書に「地頭所」あるいは「地頭所・役場」とあるものや発給者名自体が「地頭役所」とあるものを何点か確認することができる。また、市田村から旗本家役人に宛てた願書には宛先が「御地頭所様・御役人中様」や「御地頭所様・御役所」などとなっているものもある。⁽³⁷⁾しかし、地頭所や地頭役所の設置場所を示す地名の記載は、管見の限りでは見出せない。よつて、それらの意味する場所は江戸城下の旗本家屋敷そのものであったことも十分あり得る。

但し、「天保八(一八三七)年」西八月一七日付の江戸まで東海道下向のための先触⁽³⁸⁾は、その発給者が幕末には「三河一の身上」といわれた御馬村鈴木家の当主鈴木忠兵衛であり、先触本紙に認められた同人の肩書が「堺御奉行曲淵甲斐守三州陣屋」(傍線筆者)であった。この「三州陣屋」は鈴木忠兵衛宅であったと考えられて

いる⁽⁴⁰⁾。これらのことからして、少なくとも天保期半ば頃の曲淵家の三河国陣屋は、代官役を勤めていたであろう御馬村鈴木家の自宅を陣屋として利用したものであったことが想定される。

そこで注目されるのは、曲淵家来がその御馬村鈴木家の当主である鈴木善九郎に宛てた三点の地代官任命書である。二点は幕末に限定できながら年未詳のもの、一点は慶応元(一八六五)年一〇月と考えられるものである。年未詳の方の一点は辰正月付で、「三州御馬・市田両村之儀、遠路懸隔居候ニ付、兼々地代官相立出張所可被建旨、先般御衆評之処、其儘ニ相成居候間、今般御給々様方御相談之上、改而右両村地代官御頼被申候間、然上ハ、万端無御服職御取計有之候様被致度、此段御頼被申候」(傍注・傍線筆者)と書かれている。この内容は、御馬・市田両村は江戸から遠隔地であるため、先に地代官を置いて役所の出張所を設立すべきことを衆評(知行主たちで議論)していたが、具体化させるには至っていないからなので、今般知行主の面々が相談の後に、改めて御馬・市田両村の地代官となることを鈴木善九郎に依頼したいということである。また、年未詳のもう一点の卯二月付の方でも、五人扶持を与えられて御馬・市田両村の地代官に鈴木善九郎が任命されたことを確認できる。また、慶応元年一〇月付と考えられるものでは、三人扶持での地代官任命に際して、「御収納筋之儀^者勿論、村方取締等之儀精々

入念、別而引方^{年貢控}、御伝馬・諸掛り之儀ニ付、歎願之義等多分不相成様調方嚴重ニ可致候、且亦相場等之儀、(中略)以来^者定日ニ不抱^抱、相場宜場合見積、払米可被取計候」と鈴木善九郎は命じられており、地代官の年貢収納を中心とした具体的な任務内容も知ることができる。さらに、慶応二年一月付の鈴木善九郎地代官任命に対する両村提出の請書⁽⁴¹⁾もある。これらのことから、天保期(一八三〇〜四四)以降の頃、御馬村鈴木家は長期にわたって曲淵家から地代官を命じられ、同家宅が曲淵家陣屋の役割を果たしていたのではないかと考えられる。

ここで特に注意したいのが、前に引用した辰正月付任命書の傍線部分の記述である。すなわち、鈴木家当主に対する地代官任命は曲淵家が自家のこととして単独で決定のうえに命じたのではなく、御馬・市田両村の知行主旗本五家による総意として実施されていたことである。ひいては、旗本五家が相談を実施するほどの協調関係にあったこともこの事実から読み取ることができる。

鈴木家当主の地代官としての任務は、曲淵家関係は勿論ながら、五家による支配全般(御馬・市田両村支配の全体)に及んでいたこともあり得るだろう。天保三(一八三二)年閏一月付で御馬村曲淵家知行分村役人が提出した願書⁽⁴²⁾に抛れば、当時に鈴木家親戚の鈴木善蔵は村上栄之丞家(村上正邦家)の役人で、「外給々様も村

方取締御頼「相成居申候」人物であった。旗本五家は協調関係を維持することによって、必ずしも各家がそれぞれ自家地代官を東三河知行所地域に配置していたわけではなかったと考えられよう。

以上に述べた曲淵ら旗本五家による東三河の知行所市田・御馬両村の現地支配のために設けられていた役人体制は、正徳五（一七一五）年の拝領期から一世紀超にも及んで不明であるが、少なくとも天保期以降においては、五家の協調関係のもとに現地で任命された地代官が大きな比重をしめるものであったことは間違いないと言えるだろう。

三、曲淵家ら旗本五家による相給支配

市田・御馬両村の相給支配について、その全体的な特徴を一言で表現するならば、個別の領主権力としては弱小の部類にはいるであろう曲淵家ら五家の旗本領主の連携した協調関係によって、基本的に連合した五家をもって一領主としての村方支配を成し遂げていたということである。五家の旗本が連携した協調関係をもつようになつた一つの前提は、第一節の冒頭で記述した通り、各知行総高に若干の差こそあれ、いずれの家も同じ小性勤めで、同じ事由で同じ時に、同じ高を同じ村方で加増されたという、五家の一体的な状況であったと考えられる。そして、もう一つの前提として、五家の

相互関係のうちに含まれた血縁関係も間違いなく関わっていたと考えられる。やはり前述の通り、五家のなかには間部両家（詮之家と詮衡家）および村上両家（正邦家と正直家）というそれぞれ兄弟家を祖とする親戚二組を含んでいた。間部両家に関しては、お互いの家が連携して双方の知行所支配に臨んでいたことをうかがわせる史実を管見の限りには見出せない。だが、村上両家に関しては、第一節後半で明らかにした市田村での名主役任命に際する協力行為だけでなく、知行所支配の根幹である年貢割付状の作成・発給にあたって、両家が密接に連携していなければならなかった重要な事実のあったことを指摘できる。すなわち、それは、村上両家が双方の知行分に対して両家家来が発給者として連署・捺印した各一通ずつの年貢割付状によって年貢納入を命じていたという事実である。

市田・御馬両村に発給された年貢割付状類⁴⁶を一覧すると、筆者にとっては初見のいくつかの共通した特質的な事実を見出すことができる。双方の現存状況が同一ではないので、以下では市田村宛に確認できることを主に説明し、随時に御馬村宛の内容も補足する。村上両家の市田村宛年貢割付状は、発給初年の享保元（一七一六）年から断続的に現存しているが、同一四年分において、正邦家家来の服部甚助が正邦家分の発給者（二名のうちの二人め）としてだけでなく、正直家分の年貢割付状にも発給者（四名のうちの四人め）

として署名・捺印した⁽⁴⁶⁾(御馬村宛でも同じ)。これらが両家家来が連署して発給した最初の年貢割付状である(記載内容は、年貢米量も納付期限も異なる)。それからしばらくの間、同様な発給のあったことは確認できないが、宝暦年間(一七五一〜一七六四)からになると、宝暦二年⁽⁴⁶⁾、同五年⁽⁴⁶⁾、同一〇年⁽⁴⁶⁾、明和四(一七六七)年⁽⁴⁶⁾、同五年⁽⁴⁶⁾、そして、安永五〜七(一七七六〜七八)年⁽⁴⁶⁾と断続的ではあるけれども、八年間分にもわたって両家家来連署の年貢割付状が発給されていたことを確認することができる(それ以後では、同様な事例は現在見当たらない)。このような発給状況は、御馬村宛でも基本的に同じことが確認できる。

市田村宛で両家役人が連署した八年間分の年貢割付状のうち、明和五(一七六八)年発給分は、写真1の通り、正邦家分(写真下段)も正直家分(写真上段)も双方とも現存しているが、それ以外は、すべてどちらか一家分のみが確認できる。しかし、御馬村宛の方では、宝暦二、同五、明和四の各年発給分が両家分とも現在ある。この三年間の各年御馬村宛両家分は、文章表現は若干異なるながらも、それぞれ収納を求める年貢米量・課役金額は同じであり、作成・発給者名の記載・捺印部分も次のように同じ記載順である。すなわち、正邦家分宛の年貢割付状では、正邦家家来・正直家家来の順に署名・捺印し⁽⁴⁶⁾、正直家分宛の同状では、正直家家来・正邦家

家家来の順に署名・捺印している⁽⁴⁷⁾。なお、署名・捺印した両家の家家来面々は、宝暦五・明和四の両年発給分はそれぞれ同一だが、宝暦二年については、正邦家分宛での同家家来数が正直家分宛での正邦家家来数よりも二名多いという違いがある。以上のことから判断すると、両家家来が連署・捺印した年貢割付状は、それぞれの発給当時には市田・御馬両村とも各家知行分宛に通ずつ発給されていたものと考えられる。

この通り、村上両家家来の連署・捺印した年貢割付状の発給が享保一四年にはじまり、宝暦期から安永期(一七七二〜八一)までは断続的に実施されながらも、天明期(一七八一〜八九)以降には実施を確認できないことや断続的实施という仕方の問題は、その解答を現在用意できていない。だが、両家家来の連署・捺印した年貢割付状の発給を実施したこと自体の事由の中心は、両家家来が連署・捺印することによって両家が協調関係にあることを双方の各知行分に明示し、それぞれの村上家が独自にもつ領主としての強制力(權威)を他の連携した領主家の存在を加えることによってそれぞれ強化させて、各知行分からの年貢徴収に臨もうとしたことと考えられる。両村上家は、血縁関係のあることなどを契機にして緊密な協調関係をもち、お互いの旗本領主としての存在を維持するための一方策として両家家来連署・捺印の年貢割付状発給を実施したものと考

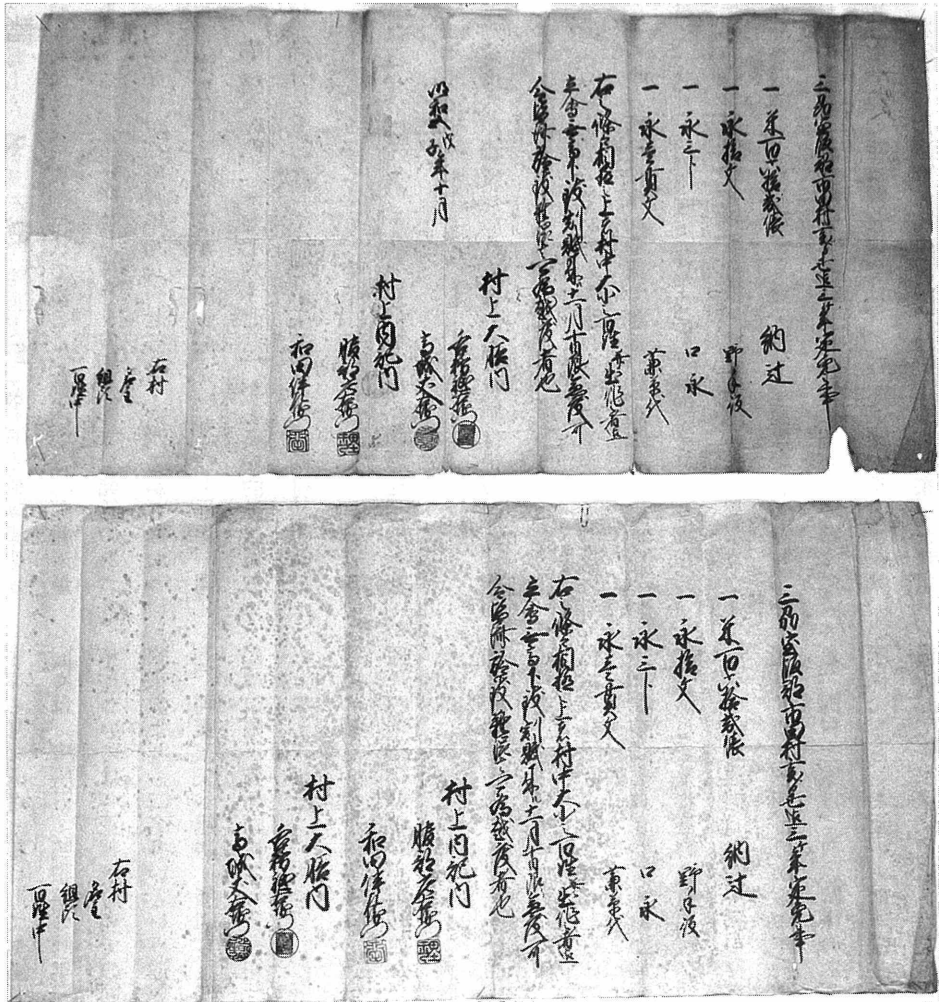


写真1 明和5(1768)年市田村宛年貢割付状(上段:村上正直家分、下段:村上正邦家分)
(豊川市市田町伊知多神社文書)

えられる。

四、旗本五家による年番制の実施

両村上家の個別な協調関係を含みながら、市田・御馬両村では、相給領主の旗本五家が協調した支配体制のもとに、長年にわたる協調した支配政策を実施していた。まずは、五家の協調関係からつくり出された年番制による支配実施について記述する。文久三(一八六三)年七月付で市田村五給の百姓たちが五家家来の連名宛に提出した願書の本文には、次の通り記されている。

三州市田村之儀者、享保元年^(天字)御給様御知行所ニ相成合天保四
 日迄百十八年間、御五給様之御内御年番^ニ御支配被成下候付、
 村方御給之一同^{江被}仰聞候儀者御寄封之御状^ニ被^{仰渡候}、
 又村方^茂田方植付、早魃・風雨之時候御届ケ等者、五給村役
 人連印を以当御年番様^江御届ケ奉申上候、尚又村役人之内惣代
 とし^而出府御願等仕候節ハ、御年番様^江奉願上候得共、直^ニ御間
 合せ・御参会、御相談之上早速御下知被成下置候所、天保五年
 年^分御一手限り^ニ相成候得共、御給々様御区^ニ御下知難被^全
 仰付、素々^元村方御五給様御百姓家居・田畑入交り、壹、式反之
 田畑之内^ニも御給々様御入会地^ニ相成居、何之場所御何方様之
 御分共相訳^茂り兼候場所^茂御座候^ニ付、田畑御収納^ニ相抱^而り候儀

者、御給々様御一同^ニ御座候ハ^而者、村方小前之納り^ニ相成兼候得
 者、御一手限り之御取計ひ^ニも被遊兼、又先年之如く御年番様
 無御座^ニ付、御参会御相談等早速御打相不被遊、右^ニ付村役人
 惣代出府之もの共迷惑難渋仕候間、何卒先年之通り、御給々様
 御一同^江相抱り候儀者御年番様^ニ御支配御取扱被成下候様、偏^ニ
 奉願上度、当春中間部熊五郎様御分名主源左衛門出府、御給々
 様^江奉願上候処^{平出}御上様^{御川家茂}御上洛前^ニ諸事御繁用、御寸暇も不
 被為在候^ニ付、出府之者一先帰村被^{天字}仰付、当御願筋之儀者
 御上洛相済次第、早々御評義^而之上右御否之御沙汰可被^{天字}仰付
 もの儀^ニ付、只今迄御下知相待居候得共、いままた御下知無御座
 候^ニ付、尚又奉再願候、乍恐前願被為聞召訳、格別之思召を以
 右願之通御年番様御支配被成下置候ハ、五給一同重々難有仕
 合^ニ奉存候、以上 (傍注・傍線筆者)

冒頭の傍線部分に確認できるように、市田村は旗本五家による相給
 支配になると同時に、五家のなかに設けられた年番による支配をう
 けていたこと、年番の旗本家は五給全体(市田村の村方全体)に命
 じることが一封の命令書で伝達していたこと、村方からの農事・自
 然災害の届などは五給村役人の連名で年番家へ行っていたこと、ま
 た、五給村役人から惣代者による出願は年番家に願うと、即座に他
 の四家と連絡や会合があり、五家相談のうえに下知のあったことが

わかる。

このような具体的な内容をもった「年番制」によって、曲淵ら旗本五家は一二〇年弱もの長期間に相給支配を実施していたが、この年番制という五家の協調した支配政策が天保五（一八三四）年から実施されず、以後においては知行主一家ごとの支配となり、引用文中にあるような種々の支障が生じたため、先年の通りに五家全体に関係することは年番制で対処して欲しいというのが提示した願書の趣旨である。別の文久三年正月付の願書でも、御馬村五給の百姓たちが地頭所役人中宛で基本的に同趣旨の出願をしており、曲淵ら旗本五家は市田・御馬両村という東三河の相給村で、同時に年番制という協調した支配体制をとっていたことがまず確認できる。⁽⁶¹⁾

五家が年番制によって村方支配に臨んだ事由は、前記引用の市田村百姓らの表現を借りれば、「素々村方御五給様御百姓家居・田畑入交り、壹、式反之田畑之内ニも御給々様御入会地ニ相成居、何之場所御何方様之御分共相訳り兼候場所⁽⁶²⁾成御座候ニ付、田畑御取納ニ相抱り候儀者、御給々様御一同ニ御座候ハ、而者村方小前之納りニ相成兼候得者、御一手限り之御取計ひニも被遊兼」という各家知行分の村内での分散・錯綜した状況が最大の事由であったと考えられる。そして、各家が個別に遠隔地の知行所を支配するには人的・経済的両面で権力基盤の弱い中堅旗本である五家が、互いに協調して合理的

な支配体制をもつことで、それぞれの権力基盤の弱さを補強したことも、もう一つの重要な事由であったと思われる。

年番制が実施されていたことを具体的に示す事実には、次のような事例がある。早魃に際して御馬村へ用捨米を下賜する旨を通知した下知書において、米一五俵（二給分に三俵宛）を与えた文政四（一八二二）年十一月付の場合には、本文中に「年柄ニ付御惣給格別之御思召を以御評議之上」とあるだけでなく、発給者である間部源十郎詮寛（詮衡家）家来の氏名に「五給年番」の肩書がある。そして、米二五俵（二給分に五俵宛）を与えた天保三（一八三二）年九月付の場合には、発給者として連署した村上市十郎（正直家）家来には「前年番」、間部主殿頭（詮之家）家来には「当年番」の肩書がそれぞれ書かれている。また、市田村「五給村役人惣代」を勤めた間部主殿頭知行分の名主が提出した年貢控除と夫食手当米の下賜を村上栄之丞（正邦家）家来に願った文政一三（一八三〇）年一〇月付願書の宛名には「右五給・御年番」の肩書が付されていた。この他にも断片的ながら多くの事例を確認できるが、ここでは例示を以上にとどめる。

五、年番制下の五家による年貢ならし米の実施

嘉永元（一八四八）年頃に記載が開始されたのではないかと考え

られる「市田村古記録」⁽⁶⁶⁾に収録された「五給様・御物成書上帳写」部分の最後尾には、「右考、正徳五年御加増、高ニテ五給様ニ相成、御破免之処、明和二酉年より御惣給様御定免八百十俵之御定相成、年々ならし米いたし百六十式俵ツ、納来候、然ル所、文政年中迄御年番^ニ而何事も御取計被成下候所、村上鑪之助様御百姓御馬村鈴木善藏^与申人、地代官相成、夫より五給様御不和合之筋も無有、御年番相止み、御一手限りニ相成候ニ付テハ、(中略)御銘々御有高ニテ相納、ならし米相止メ候、御物成相減シ候御給考、御林地面多き趣申上候、右、前書之通り相定り候」(傍線筆者)と記載されている。これに拠れば、年番制によつて市田村支配に臨んでいた相給領主の旗本五家は、明和二(一七六五)年から五家全体の年貢米総量として毎年八一〇俵ずつ徴収することを基準に定め、村方は年々にその納米総量を均一に五等分、すなわち、ならし米して各家に一六二俵ずつ納入していたこと、年番制が実施されなくなつてからは一家ごと別々の年貢徴収となつたため、各知行分による年貢納入はそれぞれの知行主家の有高(作付け石高)に応じて実施され、納入年貢米量の五家均等化は行われなくなつたことがわかる。すなわち、五家による年番制の実施は、同時に各家知行分からの経済的収入の中心であつた年貢米収入の五家均等化という協調的な支配政策の実施をともなつていたわけである。

では具体的に、年番制下の五家がいかなる方法で年貢納入を市田村の各知行分に命令し、それを実施させていたのかについて、寛政二(一七九〇)年の事例を中心にして明らかにする。同年には、まづ一〇月付で次の年貢納入を命令する寛⁽⁶⁷⁾が発給されたと思われる。

寛

一拾七町三畝貳拾六歩

内 米貳拾三石四升七合 内見毛付
同三拾石六斗六升九合五勺 平均貳合四勺苜増

一拾五町七反八畝貳歩半 皆無

此取米拾壹石八斗三升五合六勺 平均壹合立帰り

合米六拾五石五斗五升貳合壹勺

外

米五石七斗三合三才 但、出目・口米共 出目五八四
口二八六

一米百五拾石三斗五升九勺七才 畑方

納合米貳百貳拾壹石六斗六合壹才

右五ツ割

米四拾四石三斗貳升壹合貳勺貳才

此俵百拾俵三斗貳升壹合貳勺貳才

御一給納分

右考当戊御年貢書面之通御取箇相定条、村中大小之百姓不殘立会無高下致内割、来ル十一月十日限可令皆済、追御給々様割付可

相渡、仮免状仍如件

寛政二戌年十月

村上久五郎内

兼子勇右衛門 (印)

間部虎吉内

伊藤泰助 (印)

三州宝飯郡

市田村

名主

与頭

惣百姓

(傍線筆者)

発給者として連署した家来は、前者(村上正直家)が前年の年番、後者(間部詮衡家)が当該年の年番であったと考えられる。すなわち、この覚は、連署した前年・当該年の双方年番家から五家知行分全体で寛政二年に納入すべき年貢米の総量と一家分当たりの年貢米らし米量を市田村に通達した「仮免状」であった。

そして、次(ほぼ同時と考えるのが妥当か)に発給されたとみられるのが、左記の通り、五家知行分それぞれが納入すべき年貢米量を提示した同じ同年一〇月付の「五給平均割附之事」⁽⁶⁸⁾である。

五給平均割附之事

本給町分(曲淵家分)

一米四拾四石六斗七升式合

下谷分(村上家分)

一米四拾貳石九斗九合壹勺七才

豊谷分(村上正直家分)
一米四拾七石七斗六升七合六勺七才

濱町分(間部詮衡家分)

一米四拾五石壹斗壹升五合壹勺

米川分(間部詮衡家分)

一米四拾壹石壹斗四升式合壹勺六才

合米貳百貳拾壹石六斗六合壹勺

右五ツ割

米四拾四石三斗式升壹合式勺式才

此俵百拾俵三斗式升壹合式勺式才

御一給納分

右者当戌御年貢書面之通相定条、村中大小之百姓不残立会無高下致内割、十一月十日限急度可令皆済者也

間部虎吉内

竹内東馬 (印)

間部虎吉内

伊藤泰助 (印)

間部虎吉内

金子宗兵衛 (印)

村上久五郎内

兼子勇右衛門 (印)

村上久五郎内

河守藤太夫 (印)

曲淵田守内

里見郡右衛門 (印)

曲淵田守内

大森官蔵 (印)

村上久五郎内

上村源太夫 (印)

三州宝飯郡
市田村
名主
組頭
惣百姓

(傍注・傍線筆者)

この通り、前半で各家知行分がそれぞれ納入すべき年貢米量とそれを合算した年貢米総量が明記され、後半で各家に収められる五分割された米量が記されている。発給者の署名・捺印部分が五家すべての家来九名の連署・捺印である点に、この文書の重要な特質があると考えられる。つまり、それは、年番家だけでなく、すべての相給知行主家家来が発給者として登場することによって、五家の総意で各家知行分の年貢米量と市田村一村全体の年貢米総量を決定したことを、また、実際の年貢米納入に際しては、総量を五分割した米量を各家に収めるべきことを同じく五家の総意で決めたことを市田村百姓全体に明示する意義があったと考えられる。

以上のような二種二通の文書が発給された後に、五家それぞれが各給分に対して年貢納入を命令するため、改めて一通ずつの年貢割付状が各家から個々に発給されていたと考えられる。寛政二年の事例では、同年一〇月付で作成された村上正直家家来二名が連署・捺印したものと同年一一月付で作成された曲淵家家来二名の連署・捺

印したものの二通が現存している。紙面の都合上、前者の村上正直家分の要旨のみ紹介すると、原標題は「三河国宝飯郡市田村戊御年貢割附之事」で、冒頭に知行高一九九・八四〇八石が「田畑屋敷・小物成共」として提示され、基本的に控除高を差し引いた有高から地目ごとの石高、取米（年貢米量）、年貢率がそれぞれ記されてゆき、「納合」として納入すべき年貢米量四七・七六七七石と藁草代・野手役（野手米）双方で永一貫一〇文の総量・総額が明記される。最後に「右、当戊検見取御取箇相定ル上考、村中大小之百姓・出作之者迄不殘立合無高下致割賦、来ル十一月十日限り急度可令皆済者也」とあって、本文は終わる。この通り、内容構成は一般的な年貢割付状と同じである。⁷¹⁾

このような三段階の手順で年貢納入の命令をうけた各知行分のうちには、年貢米納入に際して「御年貢米免割目録」という文書を提出した知行分もあった。寛政四（一七九二）年に村上正直家知行分から提出された事例を紹介すると、同年一一月付で惣百姓代・与頭・庄屋の三役が連署した正直家家来二名宛で、原標題は「子之御年貢米免割目録之事」で、冒頭に納入年貢米の総量六四・八石（俵数一六二俵）が「定免本納辻、但シ、本新田畑・居屋鋪・小物成・出目・口共」として記された後、地目ごとの石高、取米、年貢率が列記され、「納合六拾四石八斗二升六合六勺、内米二升六合六勺

免ならし^三他組^五出し」(傍線筆者)と書かれた後に、「右之通り、庄屋・与頭・年寄立会無高下免割仕候処、毛頭相違無御座候、已上」とあって、本文は終わる。傍線部分の記載から、正直家知行分は納入を命じられた年貢米六四・八二六石のうちの五家均等分割の六四・八石のみを実際に同家へ納め、残りの〇・〇二六六石の年貢米を他家へ納入していたことを確認することができる。

正直家知行分からは別に複数年にわたって同種目録の提出があり、曲淵家知行分からも文化四(一八〇七)年一月に同種目録の提出があったこと⁷⁴を現在確認できる。両間部家や村上正邦家の各知行分について現存文書で確認できるのは、当該知行主家から一二月付で年貢皆済目録を交付されていたことか⁷⁵、または、知行分の提出した皆済目録が、知行主家による奥書を添えられた皆済証文として当該知行分に再交付されていたことのみである⁷⁶。以上のような状況から判断すると、年番制下で年貢ならし米が実施されていた時期であっても、実際に各知行分から年貢米の納入される段階からは、知行分と当該知行主家との間で遣り取りされた文書が一律なものではなかったと考えられる。

なお、ここで明らかにした市田村で年番制下に実施されていた年貢ならし米という旗本五家による協調策は、前節最後に紹介した通り、御馬村五家知行分への用捨米が均一に下賜されていたことなど

から判断して、御馬村でも実施されていたものと思われる。

六、年番制停止後での旗本五家による知行所支配

第四節で引用提示した文久三(一八六三)年七月付願書と第五節の本文冒頭に引用した「市田村古記録」収載の文書とでは、年番制実施の中止について、それがいつからかという点で若干のズレはあるが、双方とも「御一手限り」になったため協調的だった五家による支配が実施されなくなったとすることで共通している。確かに、安政元(一八五四)年一二月付で間部詮之家家来二名が市田村知行分に宛てた手当米七俵下賜の通達書⁷⁷には、「一体是迄御相給様方御相談之上、御手宛被下置候処、近年御一手切之御取計相成」(傍注筆者)と記されている。しかし、曲淵家家来が鈴木忠兵衛(当時に地代官勤務か)に宛てた一二月九日付書状⁷⁸は、申年ということと記載内容のひとつに市田村および野口村(旗本鍋島家知行所)の水論を内済にするようにとの指示があること⁷⁹から、嘉永元(弘化五、一八四八)年と比定されるものであるが、別に以下のような注目すべき内容も含む。その内容を箇条書きすると、①市田村村役人たちを(江戸へ)呼び出し、当該年の年貢米控除の不埒な出願の仕方⁸⁰を「一同列席^三及利解」⁸¹と一言の弁解も無かったが、特別に「五給様^五五拾俵御用捨米被下」⁸²ことを申し渡した⁸³こと、②今後⁸⁴に年貢



写真2 市田村絵図(部分、作成年不詳)
(豊川市市田町伊知多神社文書)

控除などを願う際は、書状によって願うことは認められず、江戸へ出向いて願うべきこと(銘々の出府は免除するので、一人が惣代として出向き、願書は「一手切り之事」だから、旗本五家「御銘々様」^①持参差出可申^②こと)、^③年貢米売り払いのための入札は、去る未年に村方が勝手に実施するという不届のことがあったが、今後は仕来りの通り、鈴木忠兵衛から指示を受けるべきこと、以上である。この①と②の事項は、五家から支配をうける市田村全体として年貢米控除を出願したことに関連する内容であるが、傍線部分以外

の内容は、まさに年番制下の様相と間違えてしまいたいようなほどに五家の協調した行動と判断のあったことをうかがうことができる。

この文書のみで即断することは避けなければならないが、少なくとも、年番制の実施を止めた時期より後であつても、五家は協調した支配政策を必要に応じて実施していたと考えるのが適当なのではないだろうか。そのことを裏付ける具体的な史実の一つを紹介する。写真2に確認できるように、市田村が曲淵ら旗本五家の相給村になつてからの時期に、同村には「五給収納所」と名付けられて知行主家が共同所持して使用していた蔵が設立されていた。その蔵の修復を市田村全体から代表者によって知行主側に出願したところ、知行主側からは次の通り、修復許可の返答書^④が発給された。

(前略) 然者、其村方^⑤建有之候御相給持郷蔵大破^⑥ニ付、此度修覆^⑦致度段、四給様村役人一同^⑧ニ貴様より修覆積書を以願出候^⑨ニ付、四給様^⑩江廻状を以御相談候処、何も思召無之、修覆被仰付候、其心得^⑪にて早々右積書之通^⑫ニ而夫々^⑬江可申付候、はた又、貴様取扱之事万事心附仕立可被致候、此段及答候、右申入候、以上

地頭所(印)

六月十五日

平沢左十郎

小松牧右衛門

市田村
名主

八郎右衛門方

(傍注・傍線筆者)

傍線部分の通り、市田村名主の八郎右衛門が他の四家知行分の村役人をまとめて、修復見積書を提出して出願したところ、同人の知行主家は他の四家へ廻状によって相談し、蔵の修復に異論が出なかつたため、修復を命じている。「御相給持郷蔵」は相給知行主の五家全体の総意にもとづいて修復が命令されたわけである。返答書発給者の一人である平沢左十郎は、天保一三(一八四二)年から嘉永元(一八四八)年の間で年貢関係の文書に発給者として登場しており、そのうちの天保一四年から嘉永元年の文書には右に掲載した返答書の捺印と同じ印が捺されている。特に弘化二(一八四五)年の年貢皆済目録の端裏には「間部詮之家」の記載が確認できる。よって、紹介した返答書は、それらの年貢関係文書と同じ時期の年番制停止後の時期のものであり、宛先の八郎右衛門は間部詮之家の知行分役人であったのではないかと考えられる。付け加えると、御馬村にも「御相給様郷蔵」があり、安政大地震(一八五四年)で崩壊したのを村方で修復・移転したのに際して、手当支給を旗本五家の名主が連署・捺印して「御地頭所・御役所」宛に出願していたこと

が、安政二(一八五五)年五月付願書^⑧によって確認できる。

これらの事実も加味すると、市田・御馬両村を相給支配していた曲淵ら旗本五家は、年番制実施の有無に関係なく基本的に一貫して、互いの家のために協調関係を維持しながら両村の知行所支配に臨んでいたと判断することが妥当と考えられる。

おわりに

本稿では、非領国地域の特質をもつ三河国東部(東三河)で実施されていた旗本五家による相給支配の実例を、不十分ながらも可能な限りに検討してきた。そのなかで明らかにできたこと全体を通して最も注目しなければならぬことは、知行主の旗本五家が年番制や年貢ならし米の実施に象徴されるような、相互協力による知行所支配を実施していたことである。

相給支配の実態は、相給村の相給領主の構成内容(旗本のみなのか大名も含まれるのか、あるいは、相互に血縁関係があるのか無いかなど)や相給村のもつ地理的条件(旗本・大名の江戸屋敷からの距離で、江戸周辺、中部地方、畿内近国地域のいずれなのかなど)の違いによって、一律には論じることのできない種々の様相ともなっていたであろうことは、容易に想定されることである。

よって、江戸時代の相給・分散形態による知行宛行から生じた相

給支配などの特質を論ずるためには、今後もさらに具体的な事例の解明が必要不可欠であることを記しておきたい。

最後に、本稿を公刊できたのは、愛知県史・新編豊川市史の両編纂関係者や史料所蔵者から多大なご協力とご理解を頂戴できたからであることを明記することで、関係各位に謝意を表する。

注

(1) 多くの先行研究では、相給形態を検討する際に「相給」の本来の語意とは異なり、一村内に幕府領が旗本領または大名領とともに含まれている場合の幕府領も「一給」に捉えて、その村を相給村の一例としている。よって、この後に先行研究の動向を紹介するにおいては、そのような広い解釈で相給形態を取り扱う。そして、本論以降においては、複数の旗本や大名などの私領主によって一村を支配する場合は相給支配、その支配される村を相給村と呼称し、私領主と幕府(幕府代官)の双方で一村を支配する場合を立合支配、その支配される村を立合村と呼称する(これまでに「立合」という語句を使用した仕事には、大名領内の給知と蔵入地との場合であるが、林董一著『尾張藩の給知制』(二條社、一九五八年)がある)ことを、予め断っておきたい。

なお、江戸時代における「相給」の語意を、『日本国語大辞典』第二版第一巻(小学館、二〇〇〇年)は「近世、一村が二人以上の旗本や給人(大名の家臣)によって知行されること。また、その土地」と記し、新村出編『広辞苑』第六版(岩波書店、二〇〇八年)は「江戸

時代、一つの村を複数の給人(領主)が分割知行していること」と記している。

(2) 大澤元太郎「分郷に就いて」(『歴史地理』第七六卷第三号、一九四〇年)。

(3) 鈴木寿「旗本領の構造」(『歴史学研究』第二〇八号、一九五七年、後に同著『近世知行制の研究』(日本学術振興会、一九七一年)第二章第三節として改稿収録)。

(4) 北島正元著『江戸幕府の権力構造』(岩波書店、一九六四年)は、第三章第二節で大澤の提起した要点を紹介するとともに、「家臣の権力を分散させ、農民統制を強化するにあつたとするのも卓見である。」としている。

(5) 大館右喜「元禄期幕臣団の研究―御蔵米地方直しを中心として―」(『国学院雑誌』第六六巻第五号、一九六五年、後に同著『幕藩制社会形成過程の研究』(校倉書房、一九八七年)第三章第三節第二項として補訂収録)は、元禄地方直しでの分給政策をとらえて「極度に錯綜した分給知行制の遂行は、幕府にとって、幕臣団の個別領主権を制肘する幕臣団統制の環であつた。」と記している。

(6) 森安彦「近世前期旗本の地方知行の動向―武蔵国における直参・山本氏の村落支配を中心に―(上)・(下)」(『史潮』第九八・九九号、一九六六・六七号、後に同著『幕藩制国家の基礎構造―村落構造の展開と農民闘争―』(吉川弘文館、一九八一年)第三章として編集収録)は、旗本領で相給知行形態の多いことが「幕府・大名等の上級領主権に対して、直属家臣としての旗本等の下級領主権が制約を受けていたものであることをしめしている。」としている(森は前掲書第三章では、「旗本の知行所に対する在地領主的な性格は相給形態のなか

で次第に弱められつつあったが、元禄検地と元禄「地方直し」の政策によって完全に解体させられてしまい、単なる年貢取奪権のみを持つだけに姿貌してしまうのである。」と表記している。

(7) 若林淳之は、同「旗本領の構造―その相給形態を中心に―」（『史林』第五二巻第四号、一九六九年、後に同著『旗本領の研究』（吉川弘文館、一九八七年）第二章第二節として収録）で「村落の相給形態は領主支配の恣意の貫徹に、それぞれの領主が互に抑制しあつていく中で大きな制約と、障害を与えていたであろうことは事実であった。」

とし、同「分郷・分給の村の成立」（徳川林政史研究所『研究紀要』昭和四七年度、一九七三年、後に前掲書第二章第三節として収録）でも「二人以上の領主の支配下にあるという事は、領主の側からするならば、領主権力の発動を互いに牽制しあい、とりわけ領主的恣意を行使することなどは不可能に近いもののように思われる。」と記している。

(8) 神崎彰利「相模国の旗本領設定―天正く寛永期における知行割―」（北島正元編『幕藩制国家成立過程の研究』、吉川弘文館、一九七八年）。

(9) 佐々木栄一「相給村落の成立と構造―武蔵国比企郡野本村を事例として―」（『東松山市史編さん調査報告』第二四集、一九八二年）。

(10) 佐々木栄一「旗本知行の地方直しと相給村」（『東松山市の歴史』中巻（一九八五年）第一章第四節）。

(11) 白川部達夫「旗本相給知行論―石高知行制と村共同体の一視点―」（『関東近世史研究会編『旗本知行と村落』、文献出版、一九八六年）。

(12) 芦田伸一「旗本の知行所支配と用人―旗本山名氏の事例を中心に

―」（『千葉県史研究』第九号別冊、二〇〇一年）、遠藤真由美「旗本阿部氏知行所における在地の役人の動向について」（『千葉県史研究』第一号別冊、二〇〇三年）、野本禎司「幕末期の旗本の「役」と知行所支配―一五〇〇石の旗本牧野氏を事例に―」（大石学編『近世国家の権力構造―政治・支配・行政―』、岩田書院、二〇〇三年）、同「旗本家の知行所支配行政の実現と「在役」―一五〇〇石牧野家を事例に―」（大石学編『近世公文書論―公文書システムの形成と発展―』、岩田書院、二〇〇八年）などがある。

(13) 佐々木栄一・白川部達夫の両人によつては相互批判のかたちで、双方の理解の違いが明らかにされつつある（佐々木「相給村落再論」『法政史論』第一八号、一九九一年、後に村上直編『近世社会の支配と村落』、文献出版、一九九二年、加筆して収録）、白川部「旗本知行割の諸問題―分郷手続をめぐって―」（村上直編『幕藩制社会の展開と関東』、吉川弘文館、一九八六年）、同「元禄地方直しと分郷―佐々木栄一氏の批判に答えて―」（『関東地域史研究』第一輯、一九九八年）。

また、熊谷光子が明らかにした畿内・近国の旗本知行所での在地代官による支配の実態（同「相給村落研究によせて」（『歴史科学』一一八号、一九九二年）、同「畿内・近国の旗本知行所と在地代官」（『日本史研究』第四二八号、一九九八年）、同「在地代官」（久留島浩編『シリーズ近世の身分的周縁』5 支配をささえる人々）、吉川弘文館、二〇〇〇年）、同「畿内近国旗本知行所の在地代官と「村」・地域」（『歴史学研究』第七五五号、二〇〇一年）は、稀少な成果である。

(14) 以下の本稿本文で明らかにする内容と重複する部分を多く有するのが、『新編豊川市史』第二巻通史編近世（二〇一一年）の第四章第

一節第三項および同章第二節(双方とも執筆担当は筆者)であるので、参照を願う。

(15) 『新訂増補国史大系 徳川実紀』第七篇(吉川弘文館、一九三二年)。

(16) 『新訂寛政重修諸家譜』第三、二二(統群書類従完成会、一九六四、六六年)。

(17) 白井一二「天領赤坂代官」(『豊川史話』第三号、一九八二年)。

(18) 『新編豊川市史』第二巻通史編近世掲載の表1。

(19) 豊川市御津町御馬区有文書(以下、「御馬区有文書」と略記)、『御津町史』本文編(一九九〇年)など。

御馬村の場合、正徳五年九月に五家の旗本知行所が同村に宛行われたことよって全村が五家の知行所になったわけではなく、高一六石余(村高の三%余)の幕府領が従来そのまま残り、厳密には五家知行所と幕府領の立合村となった。この幕府領分が後に岡崎藩領、吉田藩領、そして相良藩領と変化していき、天明七(一七八七)年二月に幕府代官預かりとなった後に、再度幕府領に戻っている。

また、五家知行所分も天明二(一七八二)年に村替えとなつて相良藩領化した後、すぐに幕府領となつて享和三(一八〇三)年には再び五家知行所に宛行われ、以後に版籍奉還まで変化はなかった。

(20) (21) 巽俊雄「三河に知行地を持った旗本家一覽(三)」(『愛知大学総合郷土研究所紀要』第四七輯、二〇〇二年)。

(22) (23) 『新訂寛政重修諸家譜』第二二。

(24) 明治初期の取調旧高(実高)を記す木村礎校訂『旧高旧領取調帳』全六冊(近藤出版社、一九六九〜七九年)に拠れば、同時期の五家各家の知行所実高合計は、曲淵家が三河・武蔵・上総・常陸四ヶ国

内の二ヶ村で高四一八五石余、間部詮之家が三河・下総・相模・伊豆四ヶ国内の一ヶ村で高二六一九石余、間部詮衡家が三河・下総・伊豆三ヶ国の九ヶ村で二〇八〇石余、村上正邦家が三河・常陸・下総三ヶ国内の八ヶ村で高二二二六石余、村上正直家が三河・常陸・下総三ヶ国の九ヶ村で高二六六二石余であったと考えられる。

(25) 豊川市市田町伊知多神社所蔵文書(以下、「伊知多神社文書」と略記) 2-175。

(26) 神崎彰利「相模国の旗本領」(『神奈川県史研究』第三三号、一九七七年)、白川部達夫「旗本知行割の諸問題―分郷手続をめぐって―」(村上直編『幕藩制社会の展開と関東』、吉川弘文館、一九八六年)。

(27) 伊知多神社文書 2-1290。

(28) 伊知多神社文書 1-132。

(29) 木村礎校訂『旧高旧領取調帳』中部編(近藤出版社、一九七七年)。

(30) 曲淵家ら各知行主が市田村に宛てた年貢割付状のうちの現存分(伊知多神社文書)で確認すると、間部詮之家以外の四家の知行高は市田村がそれぞれ宛行われた当初から均一の高一九九・八四〇八石であったと考えられるが(『新編豊川市史』第六巻資料編近世上(二〇〇三年、以下、『資料編近世上』と略記) 174、175、177、178参照)、間部詮之家に限り、当初の知行高は一九九・八四一五石で計算されており(同前176参照)、宝暦一一年以降の知行高において他の四家と同じ高が記載されてくる。わずか〇・〇〇〇七石だけ多い高の差は、同村内の諏訪新田での高の差から生じていたことを付記しておく。

(31) 『新編豊川市史』第六巻資料編近世下(二〇〇四年、以下、『資料

- 編近世下』と略記) 268、280、291などは水論に関連しての事例である。
- (32) 伊知多神社文書9-2 (『資料編近世下』8参照)。
- (33) 享保二〇年当時は、村上正直は五五歳で、同正儀は、五年前の父正邦の死去後に家督相続したばかりの一九歳であった(『新訂寛政重修諸家譜』第二二)。本文引用の史料中の通り、正直が正儀に自ら進言した事由には、実甥正儀が未だ若年なうえに知行所支配の経験も浅いことに対する正直の配慮のあったことが強く関連しているだろう。
- (34) 巽俊雄「三河に知行地を持った旗本家一覧(一)」「(二)」「(愛知大学総合郷土研究所紀要』第四五〜四七輯、二〇〇〇〜〇二年)。
- (35) 豊川市市田町早川康一氏所蔵文書1-3-1、2など。
- (36) 『御津町史』史料編上巻(一九八四年) 114、140、143など。
- (37) 豊川市市田町早川康一氏所蔵文書3-1-9-1、『御津町史』史料編上巻122など。
- (38) 『御津町史資料』第六集(御津町史編纂委員会、発行年不詳)。
- (39) 『御津町史』本文編二八九頁。
- (40) 同前書一八四頁。
- (41) 豊川市御津町鈴木芳朗家文書244、特2(『御津町史』史料編上巻141参照)。
- (42) 同前文書特2(『愛知県史』資料編一九二〇〇八年)30参照)。
- (43) 同前文書167、186(『御津町史』史料編上巻142参照)。
- (44) 御馬区有文書A732(『御津町史』史料編上巻108参照)。
- (45) 伊知多神社文書、御馬区有文書。
- (46) 伊知多神社文書2-119(正邦家分)、118(正直家分)。
- (47) 御馬区有文書A605(正邦家分)、A600(正直家分)。
- (48) 伊知多神社文書2-172。
- (49) 同前文書2-181。
- (50) 同前文書2-187。
- (51) 同前文書2-205。
- (52) 同前文書2-206(正直家分)、324(正邦家分)。
- (53) 同前文書2-223、224、226。
- (54) 御馬村宛の同年発給分としても正直家分が現存しているが、それには端裏部分に「村上大膳様分、村上内記様御連書」(傍注筆者)の記載があるうえに、発給者の連署・捺印部分が記載順を含めて市田村宛と同一である。
- (55) 御馬区有文書A625、627、633(以上、正邦家分)、627、633(以上、正直家分)。
- (56) 正邦家分宛の宝暦五年発給分は、『愛知県史』資料編一九で16として収録したが、翻刻担当の筆者の誤りで正直家分として紹介している。この場を借りて謝罪の上に訂正させていただく。
- (57) 宝暦二・明和四の両年に発給された各年貢割付状には、正邦家知行分宛の当該文書の端裏部分にそれぞれ「村上内記様」の記載が、また正直家知行分宛の文書端裏にもそれぞれ「村上大膳様」の記載があることを付記しておく。
- (58) 御馬区有文書A472(『愛知県史』資料編一九19参照)。
- (59) 『御津町史』史料編上巻149参照)。
- (60) 御馬村が厳密には五家知行所と幕府領の立合村であったことは、先に注(19)で説明した通りである。
- (61) 先に、岡田(新姓林) 澗子「東三河における相給村落の存在形態―宝飯郡御馬村を例として―」(名古屋大学卒業論文、一九八一年)、『御津町史』本文編一八四頁は、旗本五家による両村での年番制(『御

- 津町史』本文編は「輪番制」と表記)の実施を指摘している。
- (62) 『御津町史』本文編一八四頁を参照。
- (63) 御馬区有文書A 712 (『御津町史』史料編上巻65―4)、『愛知県史』資料編一九18参照。
- (64) 御馬区有文書A 731 (『愛知県史』資料編一九167参照)。
- (65) 伊知多神社文書4―8。
- (66) 同前文書9―12。
- (67) 同前文書2―250。
- (68) 同前文書2―249 (『資料編近世上』179参照)。
- (69) 同前文書2―251。
- (70) 同前文書2―252。
- (71) 事例後者の曲淵家分の場合には、同年十一月付の作成であったため、納入期限は二月一〇日だった。一〇月付で作成されなかった事由は不明である。
- (72) 伊知多神社文書2―254。
- (73) 現在確認できるのは、寛政七、同八、同一〇、文化二二(一八一五)の各年である(伊知多神社文書2―258、262、264、276)。
- (74) 伊知多神社文書2―273。
- (75) 同前文書2―260、267などが事例である。
- (76) 同前文書2―269、271が事例である。
- (77) 同前文書2―311。
- (78) 豊川市御津町鈴木芳朗家文書253 (『愛知県史』資料編一九20参照)。
- (79) 『資料編近世下』273、281、282参照。
- (80) 豊川市市田町早川康一氏所蔵文書1―3―2。
- (81) 伊知多神社文書2―298、299、301、305。
- (82) 御馬区有文書A 787 (『御津町史』史料編上巻75―3)参照。

